

【1 分解説】後期高齢者医療制度とは？

人財開発コンサルティング事業部 主任講師 永原 僚子

後期高齢者医療制度とは、75歳以上の人、または65歳から74歳までで一定の障害の状態にあると後期高齢者医療広域連合から認定を受けた人が加入する公的医療保険です。75歳になると、それまで加入していた医療保険（国保、協会けんぽ、組合健保、共済組合）から、後期高齢者医療制度へ移行します。

保険料の納付方法は、原則として公的年金から引き落としされますが、納付書または口座振替で納付する場合があります。保険料は被保険者が同じ額を負担する均等割額と、所得に応じて負担する所得割額の合計です。

後期高齢者医療制度における被保険者の自己負担割合は、所得によって1～3割となります。負担割合は以下の通りです。

3割：現役並み所得者。同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合

2割：(1) (2) の両方に該当する場合

(1) 同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる

(2) 同じ世帯の被保険者の「年金収入」＋「その他の合計所得金額」の合計額が、世帯に被保険者1人の場合は200万円以上、2人以上の場合は合計320万円以上

1割：上記の2割と3割に該当しない場合

一定の基準や要件を満たすと、窓口負担割合が変わるケースがあります。詳しくは後期高齢者医療広域連合またはお住いの市区町村にお問い合わせください。